

イタリアにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づき輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協			・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
14税制	日商	(1)	税制の複雑性	・2種類の法人税(IRES, IRAP)が別々の課税対象に対して課税されるなど、算出が難しい。VATも著しく複雑。また、税制が不透明で税務局から想定外の指摘を受けるなどの税務リスクが高い。税務局の指摘を不当として裁判で争って1・2審で勝訴しても、税務局は自らの主張を曲げず最高裁まで争うのが通例という硬直的姿勢であり、裁判に時間を要することもあり、ビジネス環境を悪化させている。また、同局の国際基準に対する理解の低さも問題であり、これにより移転価格の国際基準適用に支障をきたしている。	・税制の簡素化・透明化。	
				(参考) ・付加価値税(VAT:イタリアではIVA):標準税率は21%で、主に生活必需品を対象に10%と4%の軽減税率が認められる。付加価値税は、金融サービス、医療サービス、教育、ギャンブルなどに適用される。 軽減税率: - 10%:家畜、食肉、ハム、建物、小麦粉、コメ、薬、肥料、観葉植物、果物、鮮魚、映画、卵、酢、砂糖など。 - 4%:紅茶、医療補助機器、生鮮野菜、牛乳、マーガリン、チーズ、バター、書籍、新聞、オリーブ油、パン、パスタなど。		
	日機輸	(2)	VAT 還付のための銀行保証要求	・付加価値税(IVA)の還付金申請にあたり、税務当局より還付期間にわたっての保証書を金融機関から差入するよう求められる。EU 他国には無い制度であり、これにより保証書の設定のための業務負担や保証料などの負担を強いられる。 2014年12月の法改正により、2015年1月以降は一定の要件(一定の純資産のキープ等)を満たした場合、税務コンサル等の出す Certification(VISA Certification)を提出することで保証の提出を避けることができるようになった。但し、VISA Certificationを税務コンサル等より入手するにあたっては、業務負担および保証料負担を強いられる。(保証料よりは安価だが)	・既に European Committee において左記のようなイタリア税務当局の要求は EU において不当とする扱いを公式に取っている模様であるが、イタリア当局の適応のための迅速な措置をお願いしたい。 今後の還付:VISA Certification や純資産等の要件のない迅速な還付。 還付済(銀行保証):保証期限が最長2020年中旬まで残っており、期間に応じて保証料を払い続けている。差し入れた保証のリリースおよび過去に支払った保証料の返還。 還付済(VISA Certification):VISA Certification 取得費用の返還。	・イタリア付加価値税法(? 不明)
16雇用	JEITA 日機輸	(1)	ビザ、滞在許可、住民登録の取得	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 (対応) ・日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。	・双方の手續の早期化を要望したい。	・移民法 ・労働法

*経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸 日商	(2)	社会保障協定の未締結	<p>・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。</p> <p>(対応) ・2020年1月現在、日本とイタリアの社会保障協定は、2009年2月6日に署名されたが、未発効。</p>	<p>・2国間レベルの社会保障協定の交渉を、EUレベルの交渉に引き上げる(個別交渉の必要がなくなる)。</p>	<p>・International Social Security Agreement</p>	
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	<p>・2014年6月、新補償金政令が発効され記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。</p>	<p>・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。</p>	<p>・補償金政令 Law 633/1941 & 65:65 Implementation Decree 20.06.2014</p>
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	2018 Budget Law	<p>・技術革新向上のため、2019年6月1日以降、メーカーがイタリアの販売代理店に販売するすべてのラジオ機器にDAB+デジタルラジオシステムが必要。2020年1月1日から、すべての小売業者はDAB+デジタル無線システムを販売しなければならない。</p>	<p>・法律発効の延期を要望。</p>	<p>・2018 Budget Law</p>